

(別紙 1)

宮崎県長寿介護課医療・介護連携推進室 福井 行き

F A X : 0 9 8 5 - 2 6 - 7 3 4 4

E-mail : iryokaigo@pref.miyazaki.lg.jp

認知症医療に関する知識の普及啓発事業業務委託
に係る企画提案競技についての質問票

会社名	
担当者名	
T E L	
F A X	
E - m a i l	
<u>質問内容</u>	

※受付期限 令和 5 年 11 月 22 日 (水) 午後 5 時まで

※送付後は、確認のため、必ず長寿介護課医療・介護連携推進室までお電話ください。

T E L : 0 9 8 5 - 4 4 - 2 6 0 5

(別紙 2)

宮崎県長寿介護課医療・介護連携推進室 福井 行き

F A X : 0 9 8 5 - 2 6 - 7 3 4 4

E-mail : iryokaigo@pref.miyazaki.lg.jp

認知症医療に関する知識の普及啓発事業業務委託

企画提案競技 参加申込書

会社名		
代表者職氏名		
担当者	部署名	
	役職名	
	氏 名	
	電 話	
	F A X	
	メー ル	

※提出期限 令和5年11月30日(木)午後5時まで

※送付後は、確認のため、必ず長寿介護課医療・介護連携推進室までお電話ください。

T E L : 0 9 8 5 - 4 4 - 2 6 0 5

企画提案競技の参加に関する誓約書

このたびの認知症医療に関する知識の普及啓発事業業務委託企画提案競技の参加にあたり、次の事項に該当することを誓約します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 宮崎県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (4) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者でない者
- (5) 県税に未納がないこと

令和 年 月 日

宮崎県知事 様

住所 ○○県□□市・・・

氏名 株式会社◇◇◇◇

代表取締役 △△ △△ 印